

2026年度 第2回監査問題解説コース（オンライン開催） 取適法（中小受託取引適正化法）の概要と違反事例

このコースでは、内部監査人として知っておくべき重要課題等について解説・紹介を行います。

本研修会はZoom（※）動画配信です。Zoomの導入方法は下記でご案内いたします。

※ Zoomビデオコミュニケーションズが提供するクラウドコンピューティングを使用したWeb会議サービス。

※ 今回は予め収録した講演映像を用いた研修です。

※ 講義の録音、録画はご遠慮ください。

Zoomによる 配信日時	※下記の3回を予定しております。 （配信内容はいずれも同一です。ご都合のつく日時にご参加ください） ①2026年 6月24日（水） 10：00～11：00（開場 9：30） ②2026年 7月 2日（木） 13：30～14：30（開場13：00） ③2026年 7月10日（金） 18：00～19：00（開場17：30）
講師	今 智哉 氏 公正取引委員会事務総局 経済取引 局取引部 企業取引課 指導係長
定員	各回それぞれ950名（申込先着締切）
視聴資格	当協会正会員 および 個人会員（視聴無料） ※お申込時に登録した情報のご本人様のみご参加可能。
お申込み方法	次ページ以降をご参照ください。

研修内容

1. 改正の背景・趣旨
2. 取適法の適用対象
3. 委託事業者の義務
4. 委託事業者の禁止行為
5. 相談窓口等



今 智哉 氏

講師

公正取引委員会事務総局 経済取引局取引部 企業取引課 指導係長

講義概要

本セミナーでは、2026年1月1日に施行された「中小受託取引適正化法（旧下請法）」の概要及び、その改正ポイントについて理解を深めていただくことを目的としています。本改正では、適用対象、委託事業者の義務、禁止行為など多岐にわたる見直しが行われており、受託側の中小企業が不当に不利益を受けることのない取引環境の整備が一層重視されています。

取適法で規定される禁止行為は、いずれも受託事業者の立場を踏まえ、委託側の優越的地位の濫用を防止する観点から設けられたものです。これらの禁止行為は、委託事業者の業務慣行や支払実務に深く関わるものであり、違反が生じた場合には公表を伴う勧告が行われる場合もあり、企業のレピュテーション低下につながるおそれがあります。また、取適法の内容は、委託側・受託側の双方にとって取引の透明性向上に資するものであり、違反事例の分析は、現に問題が発生していない企業にとっても内部統制の強化に向けた重要な示唆を与えるものと考えられます。

本セミナーでは、下請法から取適法への改正の背景や目的に加え、適用範囲、委託事業者の義務、禁止行為の類型、典型的な違反事例などについて紹介します。

お申込み方法

当協会会員サイトに掲載。 会員サイト よりお申込みください。

お申込み前にご利用の機材で「Zoom」によるオンライン配信の講義が視聴可能であることをご確認ください。
接続環境安定のため、Wi-Fi等の無線ではなくなるべく有線で接続してご受講ください。

ご参考まで ⇒ <https://www.iiajapan.com/leg/training/zoom/>

【会員サイトの利用登録について】

- 会員サイトの利用登録は1会員につき付与するID（ユーザー名）は1つとなりますので、事前に社内（部署内）での登録状況の ご確認をお願いいたします。（正会員の方）
- 既に利用登録されている会員の方は、付与されているID（ユーザー名）とパスワードを入力してログインしてください。
- 会員サイトに登録していない場合は、会員サイト新規登録が必要になります。
- 会員サイトの新規登録、またはユーザー名・パスワードお忘れの方は[こちら](#)よりお問合せください。

※事情により、中止あるいは配信日時等が変更になる場合は、当協会ホームページ等でお知らせいたします。 恐れ入りますが、最新情報は当協会 ホームページ でご確認ください。

【CPE単位について】

「1.2CPE単位」が付与されます。⇒ “CPE単位”とは、CIA、CCSA、CFSAおよびCRMA資格等の 継続的専門能力開発制度における認定単位です。CPEを報告される方は、視聴後日に配信される「修了証メール」を受講証明として、最低3年間、保管をお願いします。

なお、「修了証メール」の紛失等には一切の責任は負いかねます。あらかじめご了承ください。

また、同じ内容の研修会を複数回受講された場合も、CPE活動単位としてカウントできるのは1度のみとなります。